

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 予防係	
不利益処分名	自衛消防組織の設置命令	
根 拠 法 令	消防法	
根 拠 条 項	第8条の2の5第3項	
連 絡 先	(電話 656 - 1193)	
処 分 基 準	基準 <p>消防長又は消防署長は、消防法第8条の2の5第1項の自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。</p> <p>「徳島市火災予防違反処理規程（平成15年12月26日施行）」第17条及び別表第1の基準による。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）